

## <全体会検討用> 【基本原則及び基本理念】

◎ 基本条例には、「基本原則」と「基本理念」の両方が含まれる、又はそのどちらか一方のみ、と3タイプがありますが（別紙「基本原則と基本理念」資料を参照）、本「たたき台」では、下記の理由で「基本原則」のみとしました。

（理由）

1. 両方ある場合は、（条例の内容をよく知らない）読み手にとって、両者の区別が明確でなく、抽象的な言葉が並び煩雑な感じがする。
2. これまでの（部会内での）話し合いで、きれいな言葉を並べただけの「絵に描いた餅」ではなく、実効性のある条例にしたいという思いが述べられてきた。
3. 本条例は、理念条例ではなく、仕組み（ルール）を定めることを主眼とした条例である。

## <案1>

### 第1章 総則

（基本原則）

第3条 まちづくりは、次に掲げる基本原則により行います。

- （1）町民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を共有します。
- （2）まちづくりは、町民が参画して行います。
- （3）議会及び執行機関は、職務を誠実に遂行すると共に、町民に対し説明責任を果たします。
- （4）町民、議会及び執行機関は、それぞれの役割と責任を自覚し、協働してまちづくりを行います。
- （5）まちづくりは、計画に立脚して行い、その結果を検証・評価し、まちづくりの改善に役立てます。

## <案2>

### 第2章 基本原則

（情報の共有）

（注：別紙「情報の共有等」を参照）

第1条 町民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を共有します。

（参画と協働）

第2条 まちづくりは、町民が参画し、町と互いに協働して行います。

#### ※（参画と協働）別案

第2条 総合計画の策定、大型施設の建設・運営、主要な制度の見直し等まちづくりの根幹をなす部分については、町民が計画の立案、実施、評価、見直しのそれぞれの過程に、適切な方法で参画するものとし、町はその機会を設けなければなりません。

- 2 町及び町民は、まちづくりにおける自らの役割を自覚し、足りないところを補い合い、協働してまちづくりに積極的に取り組みます。

（評価）

第3条 まちづくりの実施後は、その結果について評価を行い、まちづくりの改善に役立てます。

#### ※（評価）別案

（計画と改善）

第3条 まちづくりは、計画に立脚して行い、その結果を検証・評価し、計画の見直しへとつなげることにより、まちづくりを継続的に改善していきます。

【解説】時代や環境の変化に対応したまちづくりを行うには、計画的に行うと共に、その結果を検証・評価し、次の計画に反映させ、継続的に改善を繰り返していく必要があります。